

美郷町教育委員会外部評価システム

実務用マニュアル

平成23年6月改訂版
美郷町教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部改正により、平成20年4月から、すべての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこととされました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしています。

美郷町教育委員会でも、事務・事業の点検及び評価を行い、教育行政サービスの質の向上と効率化の実現、徹底したコスト削減を進めるために、外部評価委員の意見を取り入れながら「美郷町教育委員会外部評価システム」を導入することとなりました。

この新しい評価システムを十分活用し、仕事の再点検・再確認を行うとともに、厳しい財政状況における効果的な町民サービスを実現させ、町民満足度を高めていくよう努力していきましょう。

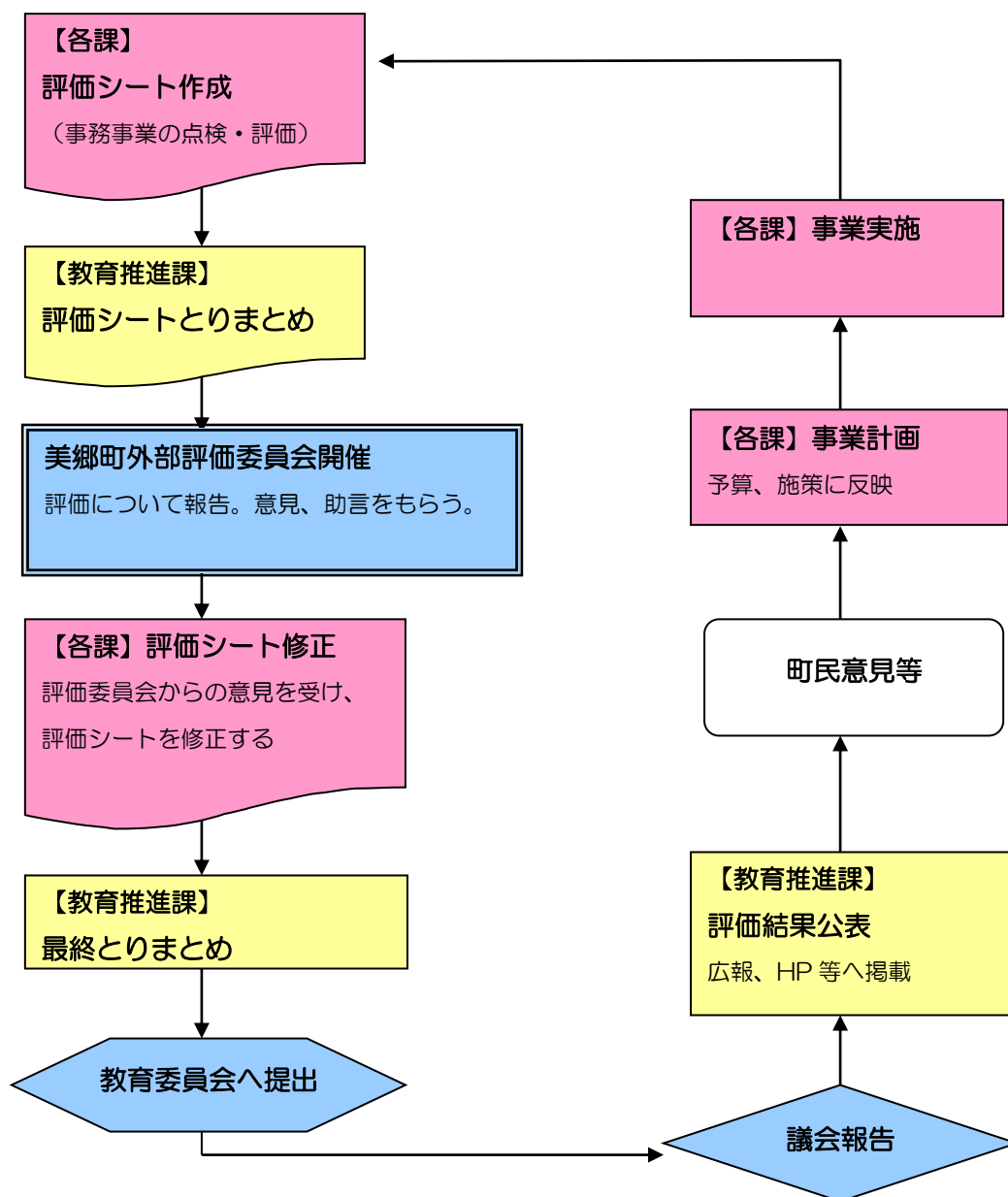
1 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ

評価は各事業等について、所管課が評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、町民や学識経験者で構成された「美郷町教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その意見を参考に最終方針を決定し、議会への報告、評価概要や評価表を公表します。

また、公表により町民の皆さんからいただく意見、要望も参考にし、今後の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。

(1) 評価システムの流れ



2 実施の方法

ア 評価シートの作成について

(1) 評価の対象とする事業

事業評価する項目は、「美郷町 予算に関する説明書」の目次にある事業を対象とし、事業概要書をベースに評価をします。ただし、予算のほとんどが事務費や管理費である場合は、評価シートを作成する必要はありません。

事業の評価シートは、原則、事業概要書1枚に対して1枚作成することになります。評価する年度で終了・廃止となる事業についても、すべて評価対象となります。

※別表「評価事業 目次」より選択してください。
※作成しなくてもよい事業 人件費、総務費などの管理費関係

(2) 事業評価における評価者（記入者）

事業評価は各課の事業予算担当者が評価者となります。

(3) 事業の目的・内容・対象

「事業の目的」には何のために当該事業を行っているか、事業実施により何（対象）をどうしたいのか、将来的なあるべき姿はどのような状態なのかを記入してください。「事業の内容」には具体的な内容を、「事業の対象」には当該事業の対象を記入ください。

(4) 事業費

評価対象年度の過去1年と対象年度の決算額及び評価対象年度の翌年度予算額を記入してください。

(5) 事業の効果等

事業目的に対する活動実績と、その効果等について、できる限り数値を用いて記入してください。名称には当該指標を表す名称、単位には当該指標を数える単位（%、人、個など）を、それぞれ記入してください。

【参考】

活動の実績、サービスの提供量、事業量。

・実施件数、イベントの開催回数、参加者数、施設の整備水準 など

行政活動を提供した結果としてもたらされた効果。

・サービスに対する町民の満足度、イベント参加者、利用者の増減 など

(6) 事業の評価

①必要性

現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。

②有効性

施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。

③経済・効率性

事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。

④目標達成度

目標の達成状況の評価します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかも検討します。

●総合評価

事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価を行います。

総合評価のランク

A	優れた取組が多く、十分成果が上がっている
B	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている
C	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い
D	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

(7) 判定説明及び考察

各評価項目の評価結果の総括や、今後の課題や抱えている問題点などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入してください。特に課題や問題点が明確になるように留意して記入してください。

(8) 事業の方向性

上記の評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかを選択してください。

イ 外部評価委員会の評価

所管課が評価した結果について、「美郷町教育委員会外部評価委員会」にて評価シート

を再度確認してもらうことにより、所管課等では気づかなかった点が確認でき、評価の客観性や精度が高まります。所管課は、再チェックを踏まえて、必要があれば評価シートを補正します。

ウ 評価結果の公表

公表に際しては、各課の評価シートを元に総括のページを教育推進課にて作成し、議会へ報告します。また、各評価シートは町ホームページに掲載し、町民からの意見も広く聴取します。

エ 予算・運営方針への反映

評価結果及び評価委員会による評価結果を分析し、改善策を予算編成に確実に反映させます。評価を通じて一層の事務事業の改善に取り組み、更なる町民サービス向上に向けた新たな事業展開のための財源確保を進め、また次年度の運営方針の改善につなげる実効性を担保します。

3 PDCAサイクルの確立に向けて

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

これまででも、施策や事業を「計画 (Plan)」するときには、必要な検討を行い、「実施 (Do)」してきましたが、町民生活を取り巻く環境も大きく変化し、町教育行政に対する町民ニーズも多様化・複雑化する中で、既存の施策や事業の効果が現時点でも十分に現れているか、町民の役に立ち町民満足度を高めているかなどを、その成果を検証して「評価 (Check)」し、着実に「改善 (Action)」していかなければなりません。

予算や人員など経営資源の配分、施策や事業の選択と重点化、優先度付けなどの判断を行う上でも、行政評価の成果を十分活用し、改革・改善を進めていくことが望まれます。

また、評価の結果を議会に提出し、公表することによって、住民の代表である議会において、教育委員会の点検・評価に対する評価がなされるとともに、地域住民への説明責任を果たすこととなります。

